## 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト(入所施設・居住系サービス)

	事業所	<b>「名</b>							事第	ണ	番号					
	確認	日	令和	年	月	E	3		確	認	者					
	項	目				確 :	刃心	事	項						チェック	特記事項
1	感染防」	上に向けた	印組													
(1	(1)施設等における取組															
感染	症対策の	の再徹底														
1	取組方	針		いについて。 5無等に留意		こ把握	でき	きる。	よう、	日頃	から利	用者	が は は ほっこう は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	犬態		
2	取組の	再徹底	開催等に。	が食中毒の予 より、感染排 食中毒の予防	太大防止(	こ向け	た取	 又組フ	方針の	再検	討や各	施設	设における	5感		
3	職員間(	の情報共		こ向け、職員 レ取組を進&		青報共	有を	密(	こし、	感染	防止に	向に	ナた取組を	を職		
4	記録		症状出現後	発生した場合 後の接触者! <b>f2週間</b> の勤	ノスト、利	利用者	のク	アア	記録(	体温	、症状	等力	バわかる			
5	5 海外渡航歴の確 海外渡航歴の確 認			c.												
6	消毒用	アルコー 置	施設入口、	トイレ等に	二消毒用ス	アルコ・	<b></b> ール	を記	設置し	、消	毒の徹	底を	を周知する	5.		
7	手すり 消毒	、床等の	手すり、反	に 等の消毒を	で徹底する	5.										
8	換気の	実施	定期的に窓	窓を開け、抽	換気を実施	をする。	0									
9	事業所 の実施	内の清掃	事業所内を	とこまめに清	- 情掃する。											
10	廃棄物	の処理		使用済みのう 切に処理する		1ペー.	パー	や、	マスク	等)	は、直	 接角	性れない。	_ <u></u> よう		
11	衛生用保	が生用品等の確 マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を確保する。					ŧ									

面会及び施設への立ち入り				
		面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限する。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることを検討する。		
12		面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断る。		
	面会及び委託業	事業所内でのマスクの着用等、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹 底する。		
	者等への対応	委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で		
		行う。 委託業者等が施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発		
		熱が認められる場合には入館を断る。		
		面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について		
		は、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録		
	\	しておく。		
ж Г		者に直接介護サービス等を提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、 ティア等含むものとする。	調理員等	、当該事業所の
感染	症対策の再徹底		ı	
13	マスクの着用	サービスの提供時や事業所内でのマスクの着用、咳エチケットを徹底する。		
14	アルコール消毒	  施設入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底する。 		
15	手洗いの徹底	流水下における液体せっけん等での十分な手洗いを徹底する。		
16	マニュアルの周 知	「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」の内容 を確認し、職員に周知する。		
17	体温計測	職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出 勤しない。		
		過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤しない。		
18	発熱後の対応	上記のような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態 に留意し、該当する職員については、管理者等に報告し、確実な把握を行う よう努める。		
19	相談の目安	以下の少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】(0856-25-7011) 】等にすぐに相談する。(これらに該当しない場合の相談も可能)  ☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合  ☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方  ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談する。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様。)		

20 3密の回避	職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。				
	職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用する。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つ。				
(3)リハビリテーシ	ョン等の実施の際の留意点				
	3つの密「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や 発声をする密接場面」を避ける必要があることから、以下の点に留意する。				
	①リハビリテーション等の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。				
	②定期的に換気を行う。				
リハビリテー 21 ション等の実施	③利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。				
	④声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチ ケットに準じてマスクを着用することを考慮する。				
	⑤清掃を徹底し、共有物(手すり等)については必要に応じて消毒を行う。				
	⑥職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。				
2 新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の取組 「新型コロナウイルス感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状があり、医師が 総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。					
「新型コロナウイルス	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の				
「新型コロナウイルス	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま 等の実施 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果 (1)情報共有・報告	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま 等の実施 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所 等は、速やかに施設長等への報告を行う。				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果 (1)情報共有・報告 情報共有・報告 22 感染者が発生し	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定する。 等の実施 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所 等は、速やかに施設長等への報告を行う。 施設内での情報共有を行う。				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果 (1)情報共有・報告 情報共有・報告 22 感染者が発生し	感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま 等の実施 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所 等は、速やかに施設長等への報告を行う。 施設内での情報共有を行う。 指定権者に報告を行う。				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果 (1)情報共有・報告 情報共有・報告 22 感染者が発生し た場合	<ul> <li>感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま 等の実施</li> <li>利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに施設長等への報告を行う。</li> <li>施設内での情報共有を行う。</li> <li>利用者の家族等に報告を行う。</li> <li>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「しまね新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「しまね新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】(0856-25-7011)」に電話</li> </ul>				
「新型コロナウイルス 総合的に判断した結果 (1)情報共有・報告 情報共有・報告 22 <u>感染者が発生し</u> た場合 情報共有・報告 感染が疑われる	<ul> <li>感染が疑われる者」… 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の 新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するま 等の実施</li> <li>利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに施設長等への報告を行う。</li> <li>施設内での情報共有を行う。</li> <li>利用者の家族等に報告を行う。</li> <li>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「しまね新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】(0856-25-7011)」に電話連絡し、指示を受ける。</li> </ul>				

(2	(2) 消毒・清掃等の実施					
	消毒・清掃の実施	感染者の居室及び感染者が利用した共用スペースの消毒・清掃を行う。				
24	感染者が発生した 場合 感染が疑われる者 が発生した場合	手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。(次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧ついては、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。)				
	<u>/3 //u 工 O //C // // // /</u>	トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜 塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。				
(3	)積極的疫学調査	への協力等				
25	<b>濃厚接触が疑われる者の特定</b> 感染者が発生した場合	感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行う。				
		<b>当該施設等</b> において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を 特定する。				
26	濃厚接触が疑われる者の特定 感染が疑われる 者が発生した場	濃厚接触が疑われる者については、以下①~③を参考に特定すること。 ①新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった 者				
	<u></u>	②適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看 護若しくは介護していた者				
		③新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物 等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者				
(4	(4)感染者等への適切な対応の実施					
27	職員が感染した 場合	職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては 自治体の判断に従う。				
28	職員の感染が疑われる場合	「しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】(0856-25-7011)」に電話連絡し、指示を受ける。				
29	利用者が感染し た場合	利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなる。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断に従う。				
30	利用者の感染が 疑われる場合	しまね新型コロナウイルス感染症【健康相談コールセンター】(0856-25-7011)に電話連絡し、指示を受ける。				

(5	(5) 濃厚接触者等への適切な対応の実施					
	濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。					
	農厚接触者については、14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間 テうことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従う。					
13 2	ここがを本てなる	の、詳細な知间については <b>味度</b> がの指示に促う。 保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所				
31	職員が濃厚接触	の指示に従う。				
	者の場合	職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に				
		従う。				
32		濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機				
	職員の濃厚接触	を行い、保健所の指示に従う。	Ш			
	が疑われる者	発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、疑われる職員数等				
		の状況も踏まえ対応する。				
		原則として個室に移動する。				
		有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。				
		個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。				
		個室管理できない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッ				
		ドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対				
		応をする。 濃厚接触者等が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒				
	利用者が濃厚接 触者の場合 利用者の濃厚接 触が疑われる者	による手指衛生を徹底する。				
		当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。				
33		職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するお それが高いため、勤務上の配慮を行う。				
		当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5~10 分間行う。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気する。				
		ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。				
		咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグ ル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。				
		体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも 使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。				
		ケアの開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用 エタノールによる手指消毒を実施する。				
		手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。				
	利用者が濃厚接	「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。				
33	触者の場合	濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しな い。				
	利用者の濃厚接 触が疑われる者	濃厚接触者のうち無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能。				
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<u> </u>		

濃厚接触者等に対する個別ケア等の実施に当たっての留意点				
	食事介助は、原則として個室で行う。			
34 食事の介助等	食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。			
31 24-071213	食事は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上 で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。			
	まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。			
	使用するトイレの空間は分ける。			
35 排泄の介助等	おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク使い捨てエプロンを着用する。			
33 MILOSTIANS	おむつは感染性廃棄物として処理を行う。			
	ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブル トイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)			
	介助が必要な場合は、原則清拭で対応する。			
清潔・入浴の介 36 助等	清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。			
	個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。			
リネン・衣類の 37	当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。			
洗濯等	当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて 感染性廃棄物として処理を行う。			

	定義
感染者	医療機関が特定する。 PCR陽性の者
感染が疑われる者	施設等が判断する。
濃厚接触者	保健所が特定する。 感染者と同室・長時間接触、感染者の気道分泌液等の直接接触
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	「感染が疑われる者  と同室・長時間接触